

彦根市多文化共生推進プラン

ともにいきいきと暮らせるまち ひこね

平成 29 年（2017 年）11 月

彦 根 市

はじめに

このたび、本市では、外国人住民を含めた市民が真に住みやすいまちづくりの実現に向け、「彦根市多文化共生推進プラン」を策定しました。策定にあたっては、学識経験者や関係団体、外国人住民等で構成された「彦根市多文化共生推進プラン策定委員会」において、本市の現状や課題を踏まえつつ、活発な議論・検討を重ねていただきました。

今回策定したプランは、「ともにいきいきと暮らせるまち ひこね」を基本理念に掲げて、国籍や民族、文化背景の違いを認め合う多文化共生社会の実現に向けた指針や行動計画が盛り込まれています。今後、本プランをもとに、市として積極的に推進体制を整備とともに、市民や地域、関係団体や企業など、多様な担い手が、お互いに連携・協力しながら、具体的に取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

彦根市長 大久保 貴

「多文化共生」とは、文化的マイノリティである外国人住民を支える仕組みを考えるだけでなく、誰もが排除されない社会を目指すことでもあります。そのためには、国籍や文化背景の違いによらず、一人一人の意識や行動によって、より良い社会を形作っていくことが求められます。そこで、今回策定されたプランの中では、施策の対象は、外国人住民に留まらず、彦根市にかかわる全ての市民（住んでいる人、働いている人、勉強している人など）であることが明記されています。

こうした理念に基づいて、誰もが当事者として主体的にかかわることで、結果的に一人一人の個性が尊重され、誰もが暮らしやすい社会が実現するものと考えています。今後、本プランを通して、多文化をめぐる様々な課題への理解が深まり、それぞれの立場や役割が認識されることによって、具体的な取り組みが着実に実行されることを願いながら、私自身も積極的に参画していきたいと思っています。皆様におかれましても、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

彦根市多文化共生推進プラン策定委員会 委員長 森 雄二郎

■用語の説明

用語	説明
多文化共生	多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」（出典：総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」2006年3月）を言います。
市民	本プランでは、「市内に住む人、市内で働く人、学ぶ人、活動する人及び市内で事業を営む人」のこととします。
住民	本プランでは、「本市に住民登録のある人」のこととします。

目 次

第1章	プラン策定の基本的な考え方	
1	背景	1
2	経緯	1
3	位置づけと計画期間	2
第2章	外国人住民の現状	
1	在留外国人数の推移・状況	3
2	在留資格別在留外国人数の状況	4
3	年齢別人口の状況	6
4	教育の状況	7
5	外国人観光客の状況	9
第3章	多文化共生の推進に関する基本的な考え方	
1	彦根市多文化共生推進プランの基本目標	10
2	彦根市多文化共生推進プランの趣旨・目的	10
3	多文化共生の意義	10
	(1) 外国人住民の社会参画を促進すること	
	(2) 地域社会の人権意識が向上すること	
	(3) すべての人が暮らしやすい、支えあいの社会を目指すこと	
	(4) 地域社会に新しい活力が生み出されること	
4	推進体制図	11
第4章	展開	
1	コミュニケーション支援（コトバとココロがつながる関係づくり）	12
	(1) 情報の多言語化（ユニバーサル化）	
	(2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供	
2	安心して生活するための環境づくり	16
	(1) 居住の環境づくり	
	(2) 子どもがのびのび育つ環境づくり	
	(3) 教育の環境づくり	
	(4) 労働の環境づくり	
	(5) 社会保障の環境づくり	
	(6) 医療の環境づくり	
	(7) 防災・減災の環境づくり	
3	多文化共生の地域づくり	26
	(1) 地域社会に対する意識啓発	
	(2) 外国人住民の社会参画と共に助	
	(3) 多様性を活かした地域づくり	
第5章	多文化共生施策の推進	
1	それぞれの役割	30
	(1) 市民	
	(2) 自治会等	
	(3) 市民団体	
	(4) 企業	
	(5) 子育て・教育機関	
	(6) 市	
2	推進体制等	31
	(1) 活動の促進	
	(2) プランの進行管理	
	(3) 関係部局と横断的な連携	
	(4) 広域的な連携	
資料編		
1	彦根市多文化共生推進プラン策定委員会 設置要綱	33
2	彦根市多文化共生推進プラン策定委員会 委員名簿	37
3	彦根市多文化共生推進プラン策定委員会 策定等経過	38

第1章 プラン策定の基本的な考え方

1 背景

社会・経済のグローバル化、少子高齢・人口減少など社会環境が激しく変動する中で、わが国では、1989年（平成元年）に「出入国管理及び難民認定法（入管法）」が改正され、「定住者」資格を中心には在留外国人が急増しました。その後、2008年（平成20年）に起きた世界的な経済危機以降の景気後退や東日本大震災の影響もあり、急激な増加傾向は沈静化したものの、日本に暮らす外国人（在留外国人）は、現在200万人を超えていました。また、近年は、アジア地域からの技能実習生、留学生、日本人の配偶者など、様々な背景を持った外国人住民が増えています。

本市においても、全国的な状況と同じように、外国人住民の人口は増加しており、2008年（平成20年）の2,432人をピークに、その後やや減少しましたが、2016年（平成28年）9月現在、2,249人が在住しています。在留資格別では、永住者および定住者が多く、本市に定住化する傾向がみられます。

本市では、これら外国人住民に対し、広報ひこねや市民防災マニュアルなどの多言語版の作成、彦根市ホームページの多言語での情報発信やポルトガル語、英語通訳の配置、電話相談員の配置など、多文化に対応した取組をこれまで進めてまいりましたが、依然として様々な課題も残っています。

このようなことから、本市では、多文化共生を取り巻く課題や基本的な考え方を整理するとともに、外国人住民、日本人住民が同じ市民として多様な価値観を認め合い、お互いの理解と尊重のもとに市民、市民団体、企業など各種団体と行政が協働して多文化共生のまちづくりを計画的かつ総合的に展開するため、「彦根市多文化共生推進プラン」を策定することにしました。

2 経緯

本市では、2003年（平成15年）に、外国人住民、日本人住民、市民団体の代表者などで構成された「彦根市外国籍市民施策懇談会」および府内の職員で構成された「彦根市外国籍市民施策調整会議」を設置し、外国人住民が直面する問題について話し合うとともに、多文化が共生できる地域づくりについて検討し、外国人住民への的確な行政対応を進めるとともに、各種施策を展開してきました。

しかし、経済・社会情勢の変化やそれに伴う様々な課題への対応、定住化傾向の外国人住民の増加や国籍の構成変化などの現状を踏まえ、より実情にあった「プラン」を策定し、市民、市民団体、企業や行政など各主体が取組を進めるとともに、さらに連携していく必要があります。

そこで、学識経験者、外国人相談関係者、NPO団体代表者、教育関係者、公募委員などで構成された「彦根市多文化共生推進プラン策定委員会」を設置し、同委員会の中で、広く意見をいただきながら、本市の多文化共生に係る現状と課題を整理した上で、プラン案を取りまとめました。

3 位置づけと計画期間

本プランは、2006年(平成18年)に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」および2010年(平成22年)に滋賀県が策定した「滋賀県多文化共生推進プラン」を踏まえて、彦根市総合計画に掲げる基本施策「多文化共生のまちづくりの推進」を実現するための計画であり、本市が目指す多文化共生社会について、現状と課題を整理し、市民、市民団体、企業、行政などが取り組む方向性を示す指針・計画となるものです。

また、本プランの期間は、2016年度(平成28年度)から2020年度(平成32年度)の5年間としますが、必要に応じて、見直しを行い、社会情勢の変化や制度の変更に柔軟に対応します。

第2章 外国人住民の現状

1 在留外国人数^{※1}の推移・状況

本市の在留外国人数は、1989年（平成元年）には、548人でしたが、2008年（平成20年）には、2,432人となり、20年間で約4倍となりました。この増加の背景は、1989年（平成元年）の「出入国管理及び難民認定法」の改正後、南米地域から多くの日系ブラジル人やペルー人が彦根市および周辺の工場に就労のため来日したことをはじめ、市内の大学に中国からの留学生などの受入れが行われたことによるものです。

その後、2008年（平成20年）9月の世界的な経済危機や2011年（平成23年）3月の東日本大震災の影響により減少しましたが、近年は中国やベトナム、フィリピンなどからの技能実習生などの来日によりやや増加傾向となり、2016年（平成28年）9月末日現在の在留外国人数は2,249人です。本市の総人口に対する在留外国人数の割合は、約1.99%で、市民のおよそ50人に1人が外国人住民です。

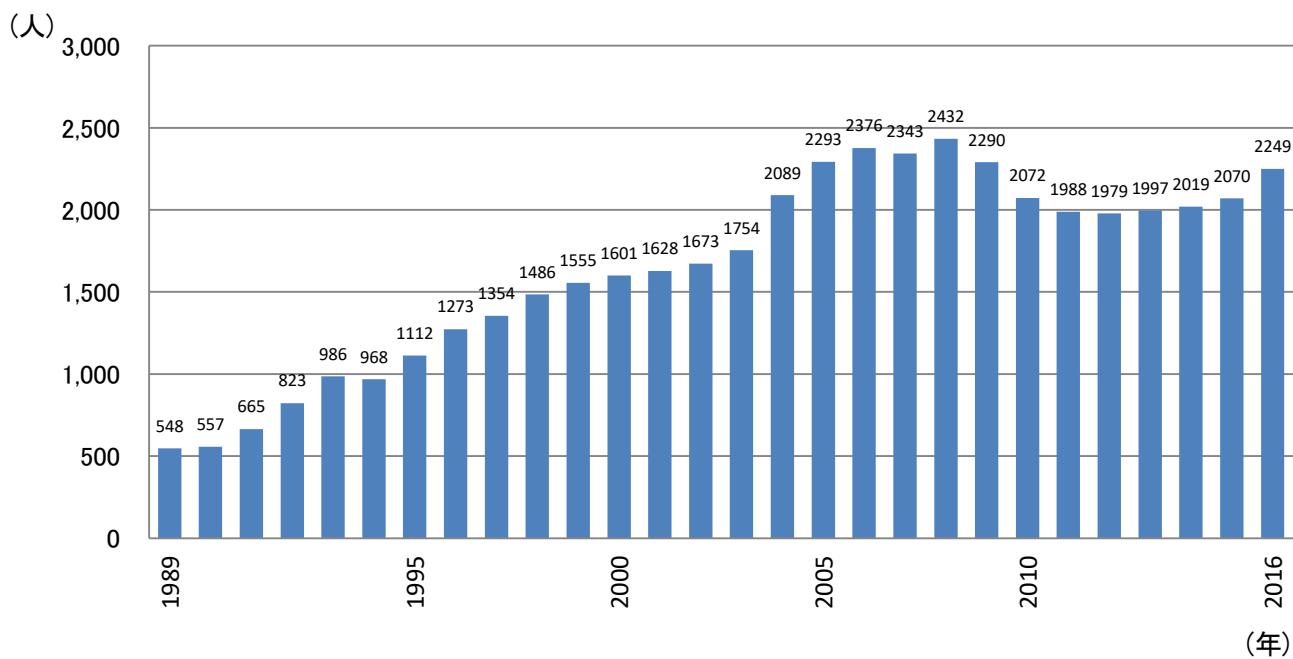


図1 在留外国人数の推移（各年9月30日）（注）2011年以前は外国人登録者数^{※2}

※1 在留外国人数 2012年（平成24年）に出入国管理及び難民認定法等が改正されて、新しい在留管理制度が導入されたことにより、住民基本台帳上の外国人数について集計された法務省が公表する在留外国人統計の数値。住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なる。

※2 外国人登録者数 2011年（平成23年）まで、法務省の外国人登録記録に基づき集計された外国登録者数のこと。

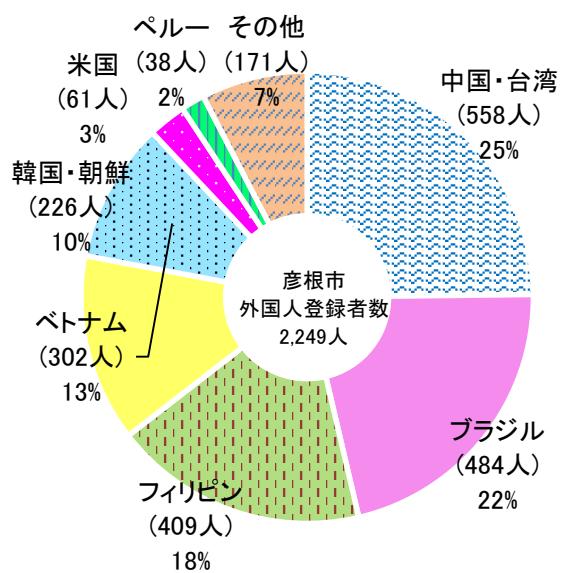


図2 在留外国人数 国籍別
(2016年9月30日)

2 在留資格別在留外国人数の状況

在留資格別の在留外国人数(2016年(平成28年)9月末現在)は、図3のとおりです。「永住者」が最多く648人(29%)、次に「技能実習」が351人(16%)、「定住者」が346人(15%)、「留学」が243人(11%)と続いています。永住者、特別永住者、定住者、日本人の配偶者などで約60%を占めており、定住化の傾向にあります。

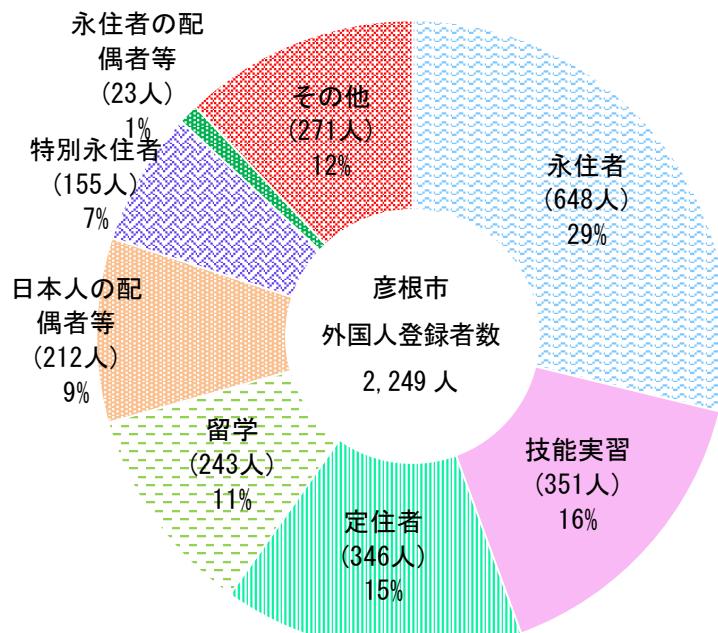


図3 在留外国人数 在留資格別
(2016年9月30日)

在留外国人数の国籍別では、中国・台湾が最も多く558人(25%)、次にブラジル484人(22%)、フィリピン409人(18%)、ベトナム302人(13%)、韓国・朝鮮226人(10%)と続いています。

表1 在留外国人数 在留資格別 (2016年9月30日)

在留資格	合計 (人)	比率 (%)	国籍別内訳 (上位3か国と その人数)	在留資格の説明
永住者	648	29%	ブラジル 215 フィリピン 158 中国・台湾 138	法務大臣から永住の許可を受けた者
定住者	346	15%	ブラジル 175 フィリピン 134 ペルー 14	日本人の親族、日系人の子、外国人配偶者の子など
技能実習	351	16%	ベトナム 176 中国 108 フィリピン 35	外国人技能実習制度による技能実習生(2010年~)
留学	243	11%	中国・台湾 174 ベトナム 14 米国 12 韓国 12	大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に關してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動
日本人の配偶者	212	9%	ブラジル 89 フィリピン 60 中国・台湾 34	日本人(日系人)の配偶者・子・特別養子
特別永住者	155	7%	韓国 134 朝鮮 21	「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者などの出入国管理に関する特例法」による永住者
永住者の配偶者	23	1%	フィリピン 12 中国 5 ブラジル 4	永住者・特別永住者の配偶者および我が国で出生し引き続き在留している子
その他	271	12%	中国・台湾 95 ベトナム 53 米国 37	《その他の内訳》 教育、家族滞在、人文知識・国際業務など
合計	2,249	100%		

3 年齢別人口の状況

外国人住民と日本人住民の年齢別人口を比べると、外国人住民は、「25-29歳」が最も多く、次いで「20-24歳」、「30-34歳」と続きます。20歳から49歳までが、全体の約70%を占めるのが特徴です。

一方で、日本人住民は、「40-44歳」が最も多く、次いで「65-69歳」、「45-49歳」と続きます。

また、65歳以上の人口比率を比べると、日本人住民の24.1%に対し、外国人住民は5.2%と低くくなっています。外国人住民は、働く年齢人口の比率が高く、日本人住民と年齢構成が異なります。

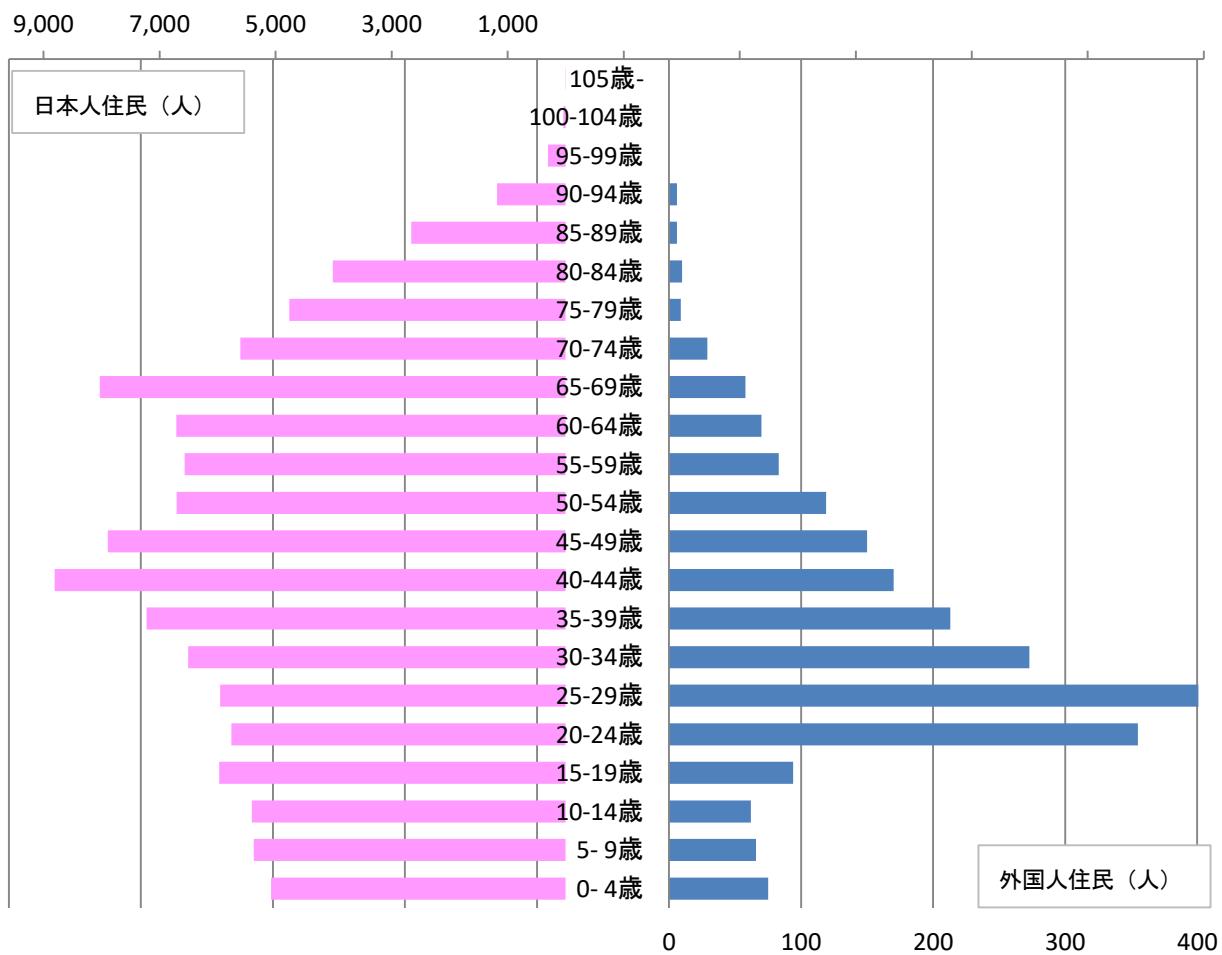


図4 外国人住民と日本人住民の年齢別人口 (2016年9月30日)

4 教育の状況

彦根市内の小・中学校に在籍する外国人児童・生徒の数は計 89 人（2016 年（平成 28 年）9 月現在）で、国籍別ではブラジル（41 人）とフィリピン（30 人）が多くなっています。また、近年は、外国人児童・生徒を含めた、外国にルーツを持つ児童・生徒^{※3}の増加など状況が多様化しています。

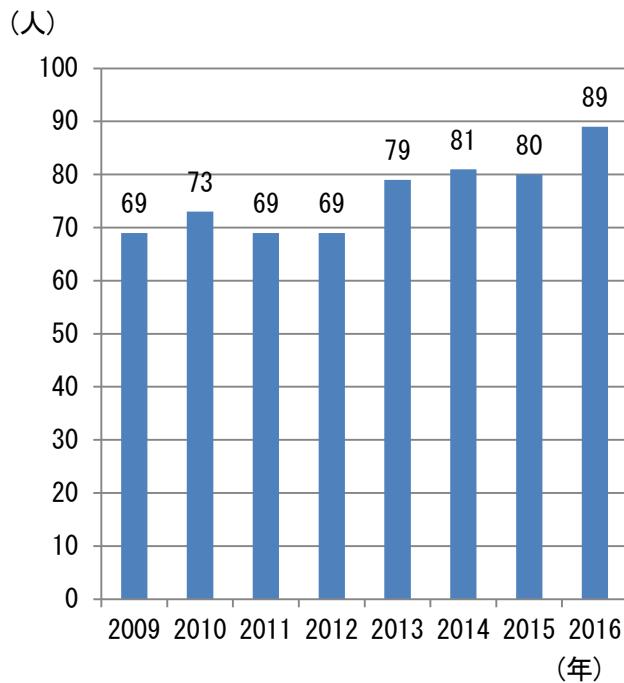


図 5 外国人の児童・生徒数の推移

表 2 国籍別外国人児童・生徒数
(2016 年 9 月現在)

国名	小学校	中学校	計
ブラジル	24	17	41
フィリピン	18	12	30
ペルー	0	1	1
ベトナム	3	1	4
ボリビア	2	0	2
ポーランド	0	0	0
メキシコ	1	0	1
インド	1	0	1
韓国	2	1	3
中国	5	1	6
合計	56	33	89

(人)

^{※3} 外国にルーツを持つ児童・生徒 来日した外国籍の子どものほか、日本で生まれて育った外国籍の子ども、日本国籍を新たに取得した子ども、父母のどちらかが外国出身で日本国籍の子ども、二重国籍の子どもなど、外国の文化的背景を持つ児童・生徒のこと。

外国人児童・生徒の中で日本語指導が必要な児童生徒数は図6のとおりで、2016年（平成28年）9月現在で、小・中学校に通う69人が日本語指導を必要としています。表2で、外国人の児童生徒が89人であることから考えると、外国人の児童生徒のうち約8割の児童生徒は、日本語指導が必要であることとなります。

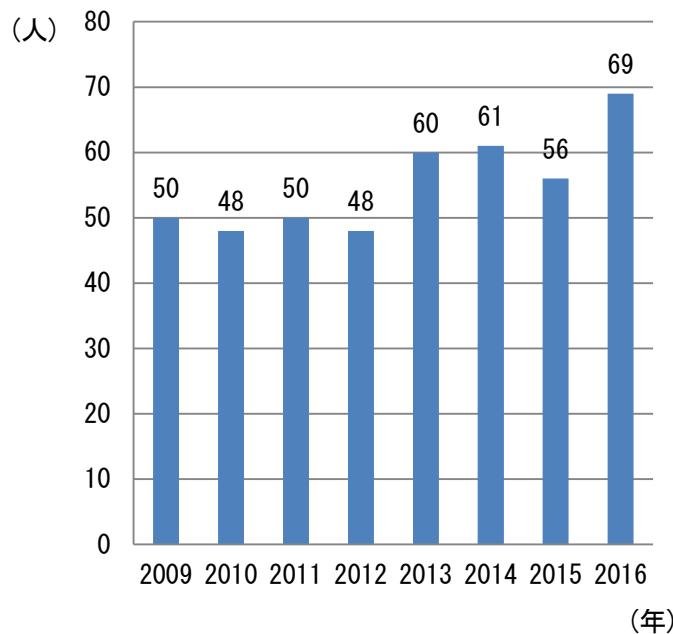


図6 日本語指導が必要な外国人児童・生徒の推移

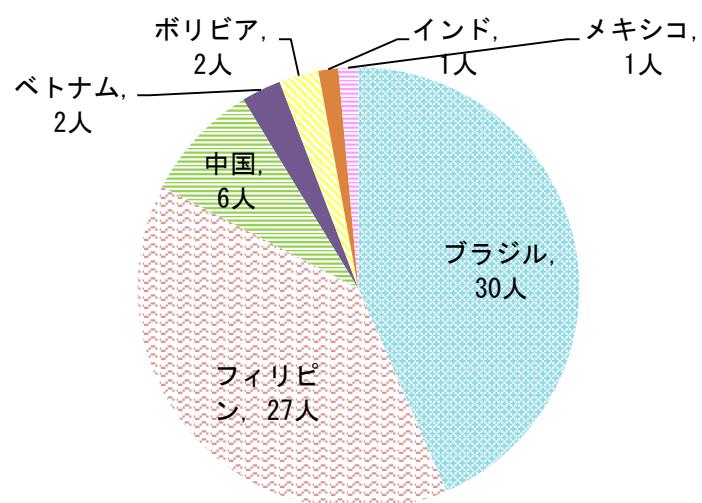


図7 国籍別日本語指導が必要な外国人児童・生徒数（2016年9月現在）

5 外国人観光客の状況

本市には、世界遺産登録を目指す国宝彦根城をはじめ、歴史遺産など観光資源が点在するため、毎年多くの外国人観光客が来訪しており、年々増加傾向にあります。（観光案内所を訪れた外国人観光客数）国籍別では、中国・台湾が最も多く2,404人、次にアメリカ531人、フランス389人、ドイツ330人、香港301人と続いており、世界各国から来訪しています。

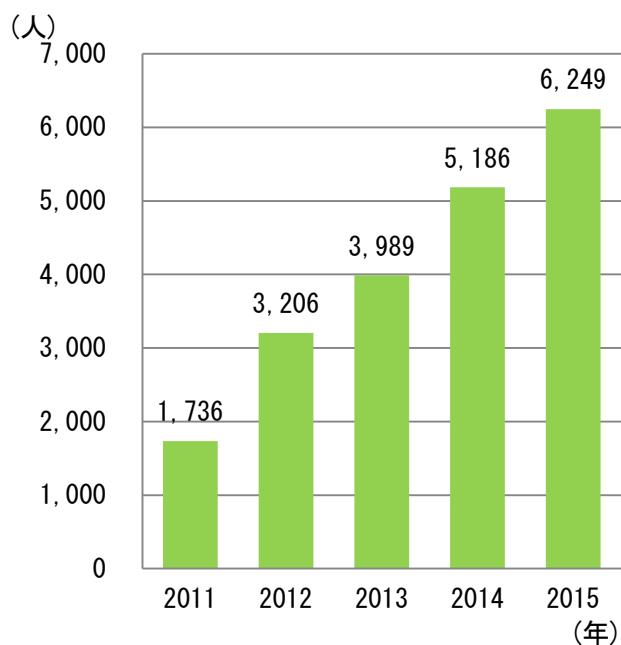


図8 彦根市観光案内所を訪れた
外国人観光客数の推移

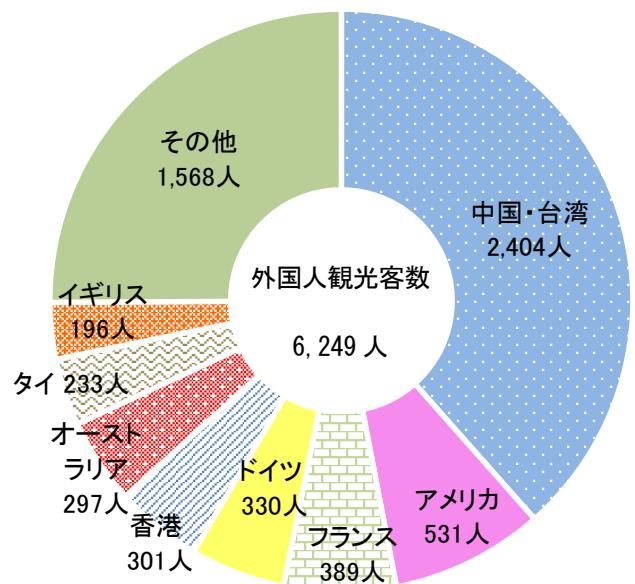


図9 彦根市観光案内所を訪れた
国籍別外国人観光客数
(2015年4月～2016年3月)

第3章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方

1 彦根市多文化共生推進プランの基本目標

「ともにいきいきと暮らせるまち ひこね」

ともに …… すべての市民がお互いを尊重し合う関係
いきいきと …… 一人ひとりの個性が発揮される

2 彦根市多文化共生推進プランの趣旨・目的

彦根市では、彦根市多文化共生推進プランを策定するにあたって、「市民一人ひとりがお互いの立場や文化的背景を認め、対等な関係で支えあう地域づくり」を目的としています。

そのためには、外国人住民に必要な支援をするとともに、すべての市民が多文化共生の当事者であることを自覚して、主体的に関わっていくことが求められます。

3 多文化共生の意義

(1) 外国人住民の社会参画を促進すること

すべての市民がお互いを尊重し合う関係を築くということは、外国人住民も等しく必要な情報や行政サービスが得られるようにすることであり、外国人住民が自らの特性を活かして社会参画することにつながります。

(2) 地域社会の人権意識が向上すること

お互いの立場や文化的背景を認め合うということは、日本国憲法や国際人権規約などにおける「人権尊重」の趣旨であり、外国人の人権を保障することだけでなく、一人ひとりの個性を尊重する機運が高まり、地域社会の人権意識の向上につながります。

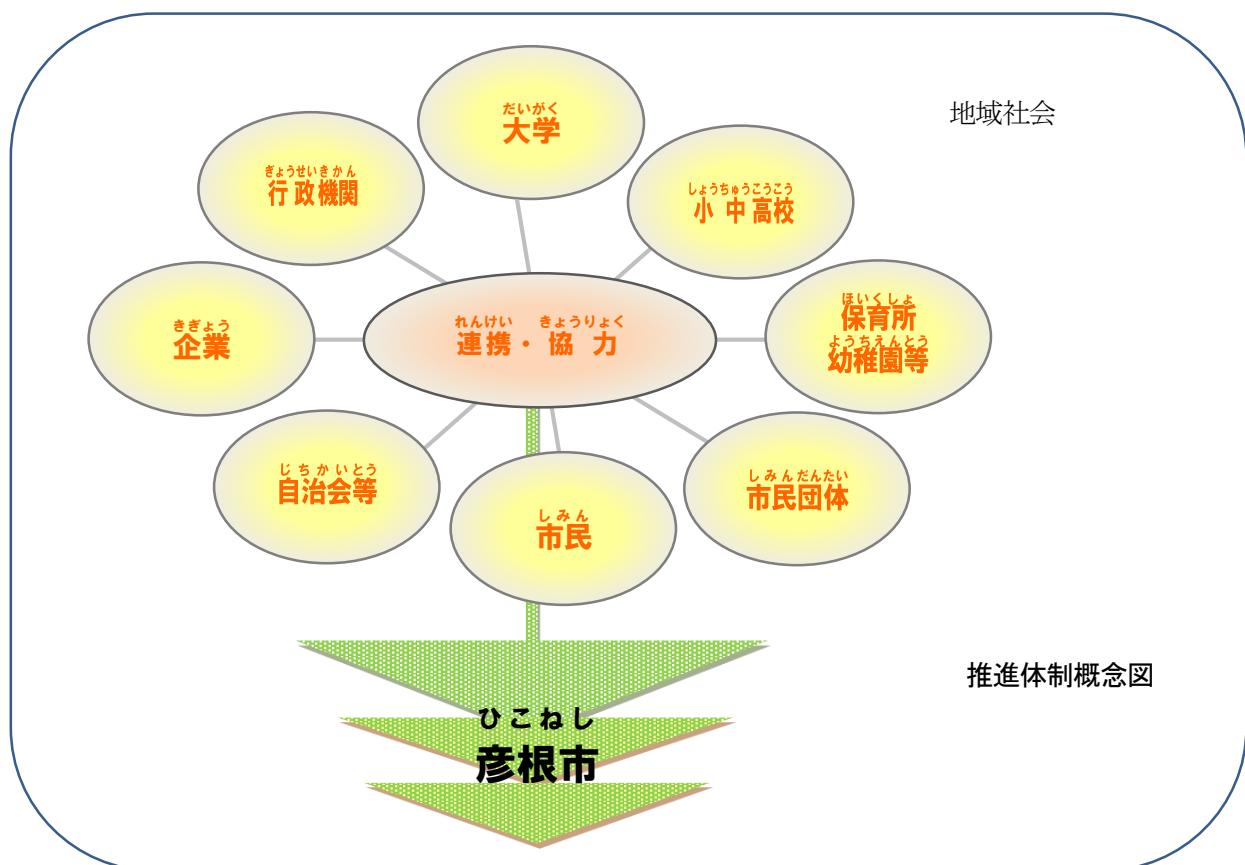
(3) すべての人が暮らしやすい、支えあいの社会を目指すこと

多文化共生社会とは、外国人住民に必要な支援をするということに留まらず、ユニバーサルデザイン※4の視点を含めた地域づくりのことであり、市民や社会全体が協働・連携していくことにつながります。

(4) 地域社会に新しい活力が生み出されること

外国人住民が対等に社会参画することによって、これまで以上に新しい発想やアイデアを生み出す原動力となります。お互いが豊かな国際感覚を身につけることは、グローバル化が進む地域社会を支える新しい活力になっていきます。

4 推進体制図



※4 ユニバーサルデザイン 年齢や性別、文化や言語の違いにかかわらず、すべての人が暮らしやすいように配慮した環境をつくること。

第4章 展開

1 コミュニケーション支援（コトバとココロがつながる関係づくり）

（1）情報の多言語化（ユニバーサル化）

【現状と課題】

外国人住民一人ひとりの来日目的が多様化する中で、言葉や文化的背景の違いから、生活していくために必要な情報や行政サービスが得られない、周囲の人やコミュニティと適切なコミュニケーションが取れないといったケースが多くあります。

また、ある程度の日本語が理解できる外国人住民には、単に翻訳をするだけでなく、ふり仮名や分かりやすい日本語表記を使用するなど、多角的な情報提供をする必要があります。

【方向性】

- 外国人住民に対して、行政の各窓口における多言語などによる情報提供を図るとともに、多様なメディア媒体も活用して、市民生活に必要な情報提供を推進します。
- 外国人住民向けの相談窓口を充実させて、相談体制を維持・向上させます。
- 多言語に対応する通訳員のほか、生活に関する相談件数が増加傾向にあることから、相談員の配置を推進します。
- 庁舎や公共施設などの案内を多言語、「やさしい日本語^{※5}」などにして、分かりやすい表記を進めます。

^{※5} やさしい日本語 普段使われている日本語よりも簡単で、外国人住民にも伝わりやすい日本語のこと。

【取組】

取組	内容 (役割)	実施 状況	実施年度				
			2016	2017	2018	2019	2020
情報提供の推進	「彦根市多言語情報提供ガイドライン」(仮称)を作成します。 (秘書政策課)	新規 ※6					→
	「広報ひこね」「生活ガイド」を多言語に翻訳します。 (人権政策課)	継続	→	→	→	→	→
	必要に応じて行政情報を多言語に翻訳します。 (ゴミに関する情報：生活環境課・清掃センター) (税に関する申請書や通知など：税務課) (納税に関する申請書や通知など：納税課)	拡充 ※7	→	→	→	→	→
	管理制度説明会を開催します。 (人権政策課)	継続	→	→	→	→	→
	市HP（ホームページ）を多言語に翻訳します。 (秘書政策課)	継続	→	→	→	→	→
	彦根市に入居する外国人住民向けに必要情報をまとめた「外国人入居パック」を作成し、入居時に配布します。 (市民課)	継続	→	→	→	→	→
	インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）、ラジオなどのメディアを活用して、多言語に翻訳された行政情報や案内などを広く発信します。 (人権政策課)	拡充			→	→	→
	情報の収集・提供の際には、各省庁、他の自治体、関係機関などが作成した多言語情報やリソースを積極的に活用します。 (人権政策課)	拡充		→	→	→	→
	彦根市で対応する言語にタガログ語を追加します。 (人権政策課)	拡充				→	→

※6 新規 該当年度に新しく取り組むこと。

※7 拡充 これまで取り組んできたものの内容をさらに充実させること。

通訳・相談機能の整備と充実	外国人住民のニーズに合わせた通訳員を配置します。 (人権政策課)	拡充				→	→
	外国人住民のニーズに対応できるよう、相談員を配置します。 (人権政策課)	拡充		→	→	→	→
	外国人住民向けの相談窓口を設置します。 (人権政策課)	継続	→	→	→	→	→
	通訳や窓口業務にあたる職員を対象とした相談研修を実施します。 (人権政策課)	継続	→	→	→	→	→
施設の案内をわかりやすく表記	ホームページで庁舎案内を「やさしい日本語」で掲載します。 (公有財産管理課)	継続	→	→	→	→	→
	新設部署の室名札を多言語で表示します。 (仮庁舎等に関してはこの限りではありません) (公有財産管理課)	継続	→	→	→	→	→
	新設部署の表札を多言語で表示します。 (病院総務課)	継続	→	→	→	→	→

(2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供

【現状と課題】

外国人住民に対して、日本で暮らしていくために必要な生活言語として日本語の学習機会を幅広く提供することが求められています。日本語教室は、日本語を習得するだけでなく、日本社会との接点を生み出し、外国人住民同士の交流の場、拠りどころと位置づけることができますが、労働環境などにより、日本語教室に参加できない外国人住民もいます。

一方で、日本語教室は地域のボランティアや市民団体に支えられており、持続的な活動をするためには、ボランティアの育成や関係機関との連携を進める必要があります。

【方向性】

- 日本語や日本の文化などについて学べるよう、継続的な日本語教室の運営を推進します。
- 学習機会を多く創出するために、日本語ボランティアとなる人材の育成を推進します。
- 多様な外国人住民のニーズに応えるため、日本語教室の運営などを支援するとともに、関係機関などと連携を推進します。

【取組】

取組	内容 (役割)	実施 状況	実施年度				
			2016	2017	2018	2019	2020
日本語教室の開催と連携体制の推進	日本語ボランティアや市民団体による日本語教室を定期的、継続的に開催します。 (市民、市民団体、人権政策課)	継続	→	→	→	→	→
	指導方法や学習者のニーズなどの情報共有を図るため、市内の日本語教室や関係機関などとの意見交換会を実施します。 (市民、市民団体、企業、子育て・教育機関、人権政策課)	拡充		→	→	→	→
	文化庁「地域日本語教育実践プログラム」に積極的に応募するなどして、地域の日本語教育の充実を図ります。 (人権政策課)	新規		→	→	→	→
日本語ボランティアの育成	市民団体や大学などと連携して、日本語ボランティアを育成します。 (市民団体、子育て・教育機関、人権政策課)	新規		→	→	→	→
	市民に対して、日本語教室や日本語ボランティアに関する講座やイベント情報を広く発信し、日本語ボランティアの担い手を増やします。 (人権政策課)	拡充		→	→	→	→
関係機関などの連携	外国人労働者を雇用している企業などと連携し、「彦根市日本語学習支援基金」(仮称)の設立を検討し、地域の日本語教室の充実を図ります。 (市民団体、企業、子育て・教育機関、地域経済振興課)	新規					→

2 安心して生活するための環境づくり

(1) 居住の環境づくり

【現状と課題】

近年、住宅を購入する外国人住民もいますが、外国人住民が賃貸住宅の契約をする際には、依然として外国人であることを理由に敬遠されてしまうなどの事例が見られます。住居を確保することは、最低限の生活を営むための基盤であり、円滑に入居先が見つけられるように支援することが求められます。

外国人住民が地域社会の中で、生活習慣の違いや地域のルールに対する理解が十分でないことなどから、地域住民との間にトラブルが生じたり、地域とのつながりが希薄なまま生活したりしている場合もあります。

【方向性】

- 住宅入居に関する情報を多言語化して、外国人住民への情報提供を推進します。
- 自治会や町内会活動などへの外国人住民の参画を推進します。

【取組】

取組	内容 (役割)	実施 状況	実施年度				
			2016	2017	2018	2019	2020
	「市営住宅の入居募集案内冊子」を多言語に翻訳します。 (建築住宅課)	新規				→	→
住宅・入居に関する情報の多言語化と提供	各省庁、他自治体、関連団体などが作成する多言語情報（「あんしん賃貸支援事業と外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」など）を積極的に活用して、企業があんしん賃貸支援事業に登録するよう働きかけます。 (人権政策課)	新規		→	→	→	→
自治会や町内会活動などへの外国人住民の参画	外国人住民向けに、自治会や町内会の目的や役割についての文書を作成・翻訳し、「外国人入居パック」に入れて配布するほか、窓口への設置や自治会等への配布を行います。 (自治会等、まちづくり推進室)	新規			→	→	→
	各自治会に対して、外国人住民や多文化共生に関する情報を提供します。 (自治会等、まちづくり推進室)	新規				→	→

(2) 子どもがのびのび育つ環境づくり

【現状と課題】

外国人住民の滞在期間の長期化や定住化が進む中、妊娠・出産・子育てまでを支える仕組みが必要です。妊婦健診やマタニティ講座などが、多言語で開催されていないため、受けられない状況もあります。

また、生活習慣の違いや労働環境（長時間立仕事、夜間勤務など）および制度の理解が十分でないことから生じる不安についても気軽に相談ができる場所が限られているので、安全・安心に妊娠・出産期を送ることが困難になっています。出産後多くの場合、不安を感じながら孤立した状態で育児をしています。

さらに、言葉や制度の違いにより母子保健サービスを十分に受けられないケースもあります。本市では母子保健担当課と通訳者との連携により、ポルトガル語と英語で情報を提供していますが、他の言語への対応も必要です。

一方、保育所の利用のニーズも徐々に高まっていますが、利用手続の複雑さが原因で利用機会を失ったり、子どもが預けられないことで親が仕事に就けなかったりする状況も少なくありません。

また、外国人住民に関わる、子どもの発達に関する相談や子ども虐待の相談件数も増加傾向にあります。言葉や文化の違いから、日本人住民の場合とは異なる課題があり、充分な対応ができているとはいえない。外国人親子は、地域社会で孤立しがちなため、虐待の未然防止や早期発見の上でも課題があります。

【方向性】

- 外国人住民が、安心・安全に妊娠・出産・子育てを送るため、多言語などによる情報やサービスの提供を推進します。
- 外国人住民の親子が地域で孤立しないため、地域における見守りのほか、相談窓口につなげる環境づくりを関係機関と協働して推進します。
- 母子保健サービス・保育などをすべての外国人住民の対象者が受けられるよう情報提供や環境の整備を推進します。

【取組】

取組	内容 (役割)	実施 状況	実施年度				
			2016	2017	2018	2019	2020
子育てに関する情報の多言語化と提供	「保育所等利用案内」を多言語に翻訳します。 (幼児課)	継続	→	→	→	→	→
	「子育てガイドブック」を多言語に翻訳します。 (子ども・若者課)	継続	→	→	→	→	→
	必要に応じて、保育に関する申請書や通知などを多言語に翻訳します。 (幼児課)	拡充			→	→	→
	必要に応じて、母子保健に関する申請書や通知などを多言語に翻訳します。 (健康推進課)	継続	→	→	→	→	→
外国人住民の孤立防止	担当職員、民生委員児童委員などを対象とした「多文化ソーシャルワーク」に関する研修を実施します。 (社会福祉課)	新規			→	→	→
	必要に応じて、通訳を伴った訪問支援をします。 (自治会等、社会福祉課)	拡充		→	→	→	→
	市が提供する各種の子育てサービスを外国人住民が受けやすくするため、体制の充実を図り、「子育てガイドブック」の紹介や、必要に応じて通訳の設置をします。 (子ども・若者課)	継続	→	→	→	→	→
関係機関などとの連携	虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）などを防止するため、児童相談所などの関係機関と連携して、外国人住民の実態を把握した上で、支援体制の充実を図ります。 (子育て支援課)	継続	→	→	→	→	→
	「彦根市要保護児童対策地域協議会」と連携し、外国人住民の要保護児童と特定妊婦への支援体制の充実を図ります。 (子育て支援課)	新規		→	→	→	→

(3) 教育の環境づくり

【現状と課題】

市内の市立小中学校において、日本語指導が必要な児童・生徒は増加しています。外国にルーツを持つ児童・生徒および保護者の中には、文化的背景の違いや、日本語が十分理解できないことなどがあり、そのことが、不就学や不登校、学習意欲の低下、いじめの発生などにつながることもあります。あらゆる教育活動の基礎として、日本語の習得を進める必要があります。

一方、母国の言葉や文化などに接する機会が少ないために、自らのアイデンティティ^{※8}の確立が困難になります。日本語と母語^{※9}の両方が十分に習得できないため、家庭内のコミュニケーションがうまくいかなくなる場合もあります。

こうした中、児童・生徒のみならず、教員・保護者・地域住民が、多文化共生に対する理解や国際感覚を高める必要があります。

【方向性】

- 外国にルーツを持つ児童・生徒および保護者に対して、日本語指導や母語によるサポートなど、学校生活を安心して送れるような体制を整えます。
- 外国にルーツを持つ児童・生徒を含めたすべての児童・生徒への多文化共生の意識を高める国際理解教育を推進します。
- 教職員の多文化共生の意識を高めるため、研修の充実を図ります。
- 外国にルーツを持つ児童・生徒の教育環境を充実させるため、地域住民や市民団体との連携を推進します。

※8 アイデンティティ　自分が何者であるか、自分の人生の目的、自分の存在意義など、自分自身を支えている自己意識のこと。

※9 母語　幼少期から母親などの大人たちが話すのを聞いて習得する言語。

【取組】

取組	内容 (役割)	実施 状況	実施年度				
			2016	2017	2018	2019	2020
学校生活を安心して送れるような体制づくり	外国人児童生徒支援員（ポルトガル語、タガログ語）を配置します。 (学校教育課)	継続	→	→	→	→	→
	外国人児童生徒の指導方法や学習者の状況やニーズなどの情報共有を図るため、学校、外国人児童生徒支援員、関係者などによる意見交換を実施します。 (学校教育課)	拡充		→	→	→	→
	放課後児童クラブに関する申請書や通知などを外国人児童に配慮して多言語に翻訳します。 (生涯学習課)	継続	→	→	→	→	→
	外国人住民の教育環境を整備するため、文部科学省の補助事業等を活用します。 (学校教育課)	拡充		→	→	→	→
	外国人児童生徒の現状や動向を把握するために、定期的に不就学の実態調査などを実施します。 (学校教育課、関係各課)	継続	→	→	→	→	→
母語・アイデンティティ確立の支援	「母語教室」を開催します。 (人権政策課)	継続	→	→	→	→	→
	外国人児童生徒を対象とした「子ども多文化クラブ」を開催します。 (市民団体、人権政策課)	継続	→	→	→	→	→
日本語指導の整備	県の制度を活用しながら、日本語指導の加配教員と非常勤講師を配置します。 (学校教育課)	継続	→	→	→	→	→
	生徒の在籍状況や学校現場のニーズなどに応じて、日本語指導支援員の配置や日本語教材の確保などの対策を講じます。 (学校教育課)	拡充		→	→	→	→

すべての児童生徒に対する国際理解教育の推進	すべての児童生徒に豊かな国際感覚や多文化共生の意識が育つよう、各教育機関において国際理解教育プログラムを実施します。 (市民団体、子育て・教育機関、人権政策課)	継続	→	→	→	→	→
	「子ども多文化クラブ」を、すべての児童生徒にも開放して、相互交流の機会を提供します。 (人権政策課、市民団体)	拡充		→	→	→	→
教職員の多文化共生研修の充実	教職員を対象とした「多文化共生」に関する研修を実施します。 (子育て・教育機関、人権教育課)	継続	→	→	→	→	→
関係団体などとの連携	PTA や子ども会（その連合組織を含む）に対して、多文化共生をテーマとする研修やイベントなどの実施や参加を働きかけます。 (子育て・教育機関、学校教育課)	継続	→	→	→	→	→

(4) 労働の環境づくり

【現状と課題】

外国人住民は地域経済を支える担い手です。しかし、外国人住民の多くは派遣や業務請負会社の非正規労働者として、不安定な労働条件や厳しい環境の下で働いています。中には、労働衛生に関する制度などが守られていない場合もあります。また、母国の制度との違いや、日本の社会保障制度の理解が不十分なため、保険に加入していない場合もあり、各種の社会保障サービスが受けられない外国人住民もいます。

【方向性】

- 外国人住民に対して、社会保険などの労働に関する制度について、多言語による情報提供を推進します。
- 外国人住民を雇用する企業に対して、適正な雇用および多文化共生に関する啓発を、国・県・関係団体などと連携して推進します。
- 外国人住民が労働者の権利や保険制度などについて自らも学べる機会を増やすことを推進します。

【取組】

取組	内容 (役割)	実施 状況	実施年度				
			2016	2017	2018	2019	2020
労働に関する情報 の多言語化と提供	関係機関と連携し、必要に応じて労働に関する通知 やパンフレットなどを多言語に翻訳します。 (地域経済振興課)	新規			→	→	→
	多様なメディアを通じて、労働法規や労働者の権利 などに関する情報を外国人住民に提供します。 (企業、地域経済振興課)	新規			→	→	→
企業に対する啓発 活動の推進	人権啓発企業連絡会と連携して、企業内の多文化共 生意識が向上するよう働きかけます。 (企業、人権政策課)	継続	→	→	→	→	→
国・県・関係団体 との連携	労働基準監督署などと連携して、外国人労働者の適 正な雇用に関する情報を共有し、支援体制の充実を 図ります。 (企業、地域経済振興課)	新規			→	→	→

(5) 社会保障の環境づくり

【現状と課題】

外国人住民は社会保障制度の理解が十分ではなく、各種のサービスが受けられない場合もあります。医療保険に未加入だった場合、保険給付を受けることが困難になり、経済的に大きな負担にもなります。年金についても未加入者の問題があります。

外国人住民の定住化が進む中、ひとり親や高齢者、障害のある人などが、社会保障制度である生活保護、社会保険、障害福祉、高齢者福祉などのサービスにつなげる必要のある人も増えることが予想されますが、必ずしもサービスにつながったとは言えない状況があります。

【方向性】

- 各種社会保障制度やサービスに関する多言語による情報提供をさらに進め、相談体制を充実させます。
- 相談・支援における地域の関係機関との連携を推進します。

【取組】

取組	内容 (役割)	実施 状況	実施年度				
			2016	2017	2018	2019	2020
社会保障制度に関する情報の多言語化と提供	必要に応じて、社会保障に関する申請書や通知などを多言語に翻訳します。 (ひとり親家庭：子育て支援課) (障害者：障害福祉課) (医療制度や年金、児童手当：保険年金課) (保険料：保険料課)	拡充		→	→	→	→
関係機関などとの連携	社会福祉協議会、NPO団体などと連携して、外国人住民の生活実態（貧困家庭等）を把握し、支援体制の充実を図ります。 (社会福祉課)	新規		→	→	→	→

(6) 医療の環境づくり

【現状と課題】

外国人住民がけがや病気をした時に、言葉の違いなどにより、安心して受診や入院ができない状況となる場合があります。また、医療通訳を配置している医療機関は限られています。

また、本市では市民に対して、がん検診などの健康診断を実施していますが、外国人住民が受診する人数は少ないのが現状です。

【方向性】

- 医療機関における多言語の情報提供や環境整備を推進します。

【取組】

取組	内容 (役割)	実施 状況	実施年度				
			2016	2017	2018	2019	2020
医療に関する情報の多言語化と提供	必要に応じて、休日診療に関する申請書や通知などを多言語に翻訳します。 (健康推進課)	継続	→	→	→	→	→
	必要に応じて、市立病院の医療に関する申請書や通知などを多言語に翻訳します。 (医事課)	拡充			→	→	→
	検診の受診を促すため、予防医療に関する情報を提供します。 (健康推進課)	継続	→	→	→	→	→
医療機関における多言語の情報提供や環境整備	市立病院での医療通訳員（ポルトガル語）を配置します。 (医事課)	継続	→	→	→	→	→
救急医療における多言語対応	既存の「多言語版 救急時情報収集シート」などを活用し、日本語によるコミュニケーションが不十分な救急患者が発生した際に、患者や家族などと救急隊員の間で迅速に意思疎通を図れるようにします。 (警防課)	拡充				→	→
関係団体などとの連携	彦根医師会などと連携して、多言語による問診票などの活用を促すなど働きかけます。 (健康推進課)	継続	→	→	→	→	→

(7) 防災・減災の環境づくり

【現状と課題】

外国人住民の中には、地震や台風などの自然災害に対する知識や経験が少ないため、防災に対する意識が低く、緊急時への備えが十分ではない人もいます。

また、自治会や近隣住民とのつながりが少ないため、地域で行われている防災訓練などには、参加しにくい現状があります。

さらに、災害時において、外国人住民は日本人住民に比べ、情報が十分に伝わらない状況にあります。そのため、避難所生活においても、言葉、宗教、文化的背景の違いにより、様々な困難に直面することが予想されます。

【方向性】

- 関係機関、市民団体などとのネットワークを構築し、災害時の外国人被災者への支援体制を充実させます。
- 外国人住民が、災害時に適切な避難などができるように、多言語による情報提供を推進します。
- 被災者を支援する担い手となるよう、外国人住民を含めて災害に対する知識を持つ人材の育成を推進します。

【取組】

取組	内容 (役割)	実施 状況	実施年度				
			2016	2017	2018	2019	2020
防災に関する情報の多言語化と提供	「彦根市民防災マニュアル」および各種「ハザードマップ」を多言語に翻訳します。 (危機管理室)	継続	→	→	→	→	→
	「やさしい日本語」を使った避難マニュアルを作成します。 (危機管理室)	拡充		→	→	→	→
	多言語リソースを活用するなどして、避難所にある表示などを多言語に翻訳します。 (危機管理室)	拡充		→	→	→	→
災害時の外国人被災者への支援体制の充実	「災害時外国人支援ガイドライン」を作成します。 (危機管理室、人権政策課)	新規				→	→
	外国人住民を想定した避難所の運営や災害多言語支援センターの設置を含めた、より実践的な防災訓練を実施します。 (自治会等、市民団体、危機管理室、人権政策課)	新規			→	→	→
災害に対する知識を持つ人材育成	「外国人住民向け防災講習会」を実施します。 (危機管理室)	継続	→	→	→	→	→

3 多文化共生の地域づくり

(1) 地域社会に対する意識啓発

【現状と課題】

外国人住民は、言葉や文化的背景、習慣などの違いやコミュニケーション不足などから、誤解や意見の相違によるトラブルや偏見が生じることがあります。

こうしたことから、外国人住民と日本人住民とが同じ社会の一員として、ともに理解し、尊重し合う気持ちを持つことが、お互いの人権尊重の視点から必要不可欠です。

【方向性】

- すべての人の人権が尊重される豊かな多文化共生社会を目指し、市民一人ひとりが人権意識を高められるよう啓発を推進します。
- 地域に住む日本人住民と外国人住民が、お互いに気軽に交流できる場づくりを推進します。
- 地域の交流イベントや海外との交流などを通じて、外国の文化や言語にふれる機会を増やし、多文化共生を推進する人材を育成します。

【取組】

取組	内容 (役割)	実施 状況	実施年度				
			2016	2017	2018	2019	2020
多文化共生に関する啓発活動の推進	「人権のまちづくり懇談会」などにおいて、多文化共生をテーマにした講演や研修を実施します。 (自治会等、人権政策課)	継続	→	→	→	→	→
	市職員に対する多文化共生に関する研修を実施します。 (人事課)	継続	→	→	→	→	→
	多文化共生サポーターを広く市民や市民団体から募集し、サポーターの連携によって、諸分野の活動を推進します。 (市民、市民団体、人権政策課)	拡充		→	→	→	→
日本人住民と外国人住民の交流の場づくり	外国人住民との交流を目的とした多様なイベントを開催します。 (自治会等、市民団体、人権政策課)	新規		→	→	→	→
外国の文化や習慣に触れる機会の提供	国際交流、多文化共生を推進するため、JET プログラムを活用し、国際交流員を招致します。 (人権政策課)	継続	→	→	→	→	→

	ホームステイバンクを設置して、国際交流事業の円滑な実施と充実を図ります。 (市民団体、人権政策課)	新規		→	→	→	→
	国際交流事業（姉妹都市・友好都市交流など）を実施します。 (市民団体、子育て・教育機関、学校教育課、人権政策課)	継続	→	→	→	→	→

(2) 外国人住民の社会参画と共助

【現状と課題】

外国人住民は地域とのつながりや関係が薄く孤立しやすい状況にあります。また、地域で役に立ちたいと思う外国人住民が、地域の中で個性、経験、能力などを發揮する機会が少ないので現状です。

行政や自治会などが連携しながら、外国人住民が地域の一員として暮らしやすいように情報を伝え、地域でもお互いに支えあえる関係づくりにつなげていく必要があります。このためには、外国人住民が積極的に地域活動に参画する意識も求められます。

【方向性】

- 自治会やボランティア団体などの活動に参加する外国人住民が少ないため、参加しやすい環境づくりを推進します。
- 外国人住民に対して、地域活動やイベントの情報などが手に入れやすいように、誰にでも分かりやすい情報提供を推進します。

【取組】

取組	内容 (役割)	実施 状況	実施年度				
			2016	2017	2018	2019	2020
自治会や地域の活動に参加しやすい環境づくり	必要に応じて、自治会や地域活動に関する情報を多言語に翻訳します。 (まちづくり推進室)	拡充				→	→
	公民館の活用方法について、外国人住民も分かりやすいように努めます。 (生涯学習課)	継続	→	→	→	→	→

	市が管理する施設の活用方法について、外国人住民も分かりやすいように整理し、周知します。 (人権政策課)	新規			→	→	→
	多文化共生に関する先進的な自治会活動の事例を紹介し、各団体間の情報交換を推進します。 (市民、自治会等、市民団体、まちづくり推進室)	新規			→	→	
外国人住民キー パーソンの把握・養成	多文化共生サポーターに外国人住民も参画してもらうことによって、外国人住民となり得る人を把握・養成します。 (市民、自治会等、市民団体、人権政策課)	拡充		→	→	→	→

(3) 多様性を活かした地域づくり

【現状と課題】

本市には、様々な国や地域からの外国人住民のほか、滋賀大学・滋賀県立大学・聖泉大学・ミシガン州立大学連合日本センターなどがあり、留学生も多く在学しています。すでに、地域経済の担い手としても欠かせない存在となっていますが、彼らの能力や多様性を地域づくりに十分に活かされているとはいえない現状があります。また、外国人旅行者も増えてきています。

そのため、多様性に対する理解を、家庭、学校、職場などで進めることや、様々な文化にふれる機会を増やすことが必要です。お互いの文化的背景などを尊重しながら、ともに生活していく社会を目指す必要があります。

【方向性】

- ボランティア活動に取り組む外国人住民やグループ、地域で活躍する外国人住民の情報提供を推進します。
- 外国人住民の多様性を生かして、語学力や知識、技術、国際感覚、創造力などが、地域の活性化やグローバル化などに貢献できる環境づくりを推進します。
- 産学官が連携し、留学生などのグローバル人材の育成・活用を推進します。
- 観光客にもやさしいまちづくりを推進するため、国内外の外国人に対して、「観光都市 彦根」の魅力を発信します。
- 多文化共生のための拠点づくりを促進し、関係機関などと連携しながら、市民への啓発活動を行います。

- 多様な文化にふれる機会として、姉妹都市・友好都市との交流のほか、様々な人や国と交流し、多様性の理解を深めていくことを推進します。

【取組】

取組	内容 (役割)	実施 状況	実施年度				
			2016	2017	2018	2019	2020
外国人住民の多様性を生かした地域の活性化の環境づくり	外国人住民が関わる活動やイベントに関する情報を多様なメディアを通じて発信します。 (市民、市民団体、人権政策課)	新規		→	→	→	→
	住民に対して、市民活動等の活動に関する情報を提供します。 (市民、市民団体、人権政策課)	拡充		→	→	→	→
	外国人住民に対して、創業・起業に関する情報を提供します。 (地域経済振興課)	新規			→	→	→
産学官が連携し、留学生などのグローバル人材の育成	市内企業による留学生対象の就職セミナーを開催します。 (企業、子育て・教育機関、地域経済振興課)	拡充				→	→
「彦根」の魅力や観光情報の発信	観光に関する案内やチラシ・パンフレットなどの情報を多言語に翻訳します。 (観光企画課)	継続	→	→	→	→	→
	外国人住民や観光客に対して、彦根の魅力や観光に関する情報を多様なメディアを通じて発信します。 (市民、市民団体、観光企画課)	拡充				→	→

第5章 多文化共生施策の推進

1 それぞれの役割

(1) 市民

- 日本人住民と外国人住民は、ともに地域で暮らす市民として、お互いの違いを理解、尊重するとともに、交流を深め、多文化共生のまちづくりを推進することが求められます。

(2) 自治会等

- 自治会・町内会は、市民にとって最も身近で、まちづくりにおける基礎的な組織です。外国には自治会などの組織がない国もあるので、自治会などの役割について十分な理解を得る取組が求められます。

(3) 市民団体

- 多文化共生の取組は、市民活動団体の活発な活動に支えられています。各団体が持つノウハウや情報、ネットワークなど、各団体の特色を生かし、外国人住民のニーズを的確に把握しながら活動していくことが求められます。
- 外国人住民が、日本人住民とともに市民活動の中心となったり、外国人住民同士のネットワークを広げたりすることも期待されます。

(4) 企業

- 外国人労働者を直接・間接に雇用している企業は、外国人労働者に対しても労働に関する規則や制度などを守り、外国人労働者が安全に働く環境づくりが求められます。
- 行政や各団体との連携・協働し、多文化共生を進める取組を企業の社会的責任として果たすことが求められます。

(5) 子育て・教育機関

- 子育て・教育機関には、子どもの多様な文化への興味や理解を育む機会を増やすことが求められます。
- 小中学校などにおいては、外国人の子どもが日本語能力を習得するための指導や支援を行い、不就学ゼロを目指したり、進路指導をしたりするなどの支援が求められます。
- 子育て・教育機関の職員などは、多文化共生の意識を高めて、地域とも連携していくことが求められます。

- 大学には、留学生による地域の多文化共生推進の取組や、多様性を活かした人材育成が求められます。

(6) 市

- 市は、多言語による情報提供や相談などによって、外国人住民の生活などに必要な行政サービスの向上を図ります。
- 市は、職員の多文化共生の意識を高めるための研修を充実させ、人材育成を推進します。
- 国・県との役割分担を明確にしながら、各機関・団体と協力・連携し、多文化共生の啓発活動やまちづくりを推進します。

2 推進体制等

(1) 活動の促進

多文化共生社会の実現には、それぞれの立場で活動していく必要があり、また、連携・協働による活動を促進します。

(2) プランの進行管理

彦根市多文化共生推進プランの進捗状況については、有識者、外国人住民、日本人住民などで構成する「(仮称) 彦根市多文化共生推進委員会」を設置し、関係機関から意見を聴取する機会を設け、プランの進捗管理・点検・評価を行います。

(3) 関係部局と横断的な連携

市では、多文化共生のための施策を計画的かつ総合的に推進するため、多文化共生の担当部局が関係部局と横断的な連携を行いながら、施策を推進します。

(4) 広域的な連携

市では、外国人住民との共生について、湖東地域の1市4町（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）からなる「湖東定住自立圏」の人材育成部会に参画し、活動を行っています。引き続き共通の課題などについて議論を深め、地域の多文化共生を促進します。

【取組】

取組	内容 (役割)	実施 状況	実施年度				
			2016	2017	2018	2019	2020
プランの進行管理	有識者、外国人住民、日本人住民などで構成する「彦根市多文化共生推進委員会」を設置し、意見を聴取する機会を設け、報告・点検・評価を行います。 (市民、市民団体、人権政策課)	新規		→	→	→	→
関係部局と横断的な連携	多文化共生のための施策を計画的かつ総合的に推進するため、「彦根市多文化共生施策調整会議」を開催し、多文化共生の担当部局が関係部局と横断的な連携を行いながら、施策を推進します (人権政策課)	継続	→	→	→	→	→
広域的な連携	湖東地域の1市4町（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）からなる「湖東定住自立圏」の人材育成部会において、引き続き共通の課題などについて議論を深め、地域の多文化共生を促進します。 (人権政策課)	継続	→	→	→	→	→

資料編

1 彦根市多文化共生推進プラン策定委員会 設置要綱

(1) (仮称)彦根市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱

(平成 27 年 4 月 1 日告示第 104 号)

(設置)

第 1 条 彦根市の多文化共生に関する理念および原則を明文化する(仮称)彦根市多文化共生推進プラン(以下「プラン」という。)を策定するため、(仮称)彦根市多文化共生推進プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) プランの理念、プランに盛り込むべき内容等について検討を行い、その結果を取りまとめ、プランの素案を作成すること。
- (2) 前号の素案を市長に提案すること。
- (3) その他プランに関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 多文化共生事業に取り組む団体に属する者
- (3) 市内に在住し、または在勤し、もしくは在学する者のうちから公募により選定する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱または任命の日から第 2 条第 2 号の規定による市長への提案の日までとする。

(委員長および副委員長)

第 5 条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見または説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、委員会において公開を相当でないと認める場合は、この限りでない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民環境部人権政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則 (略)

(2) 彦根市多文化共生推進プラン(行動計画)策定委員会設置要綱

(平成 28 年 4 月 1 日告示第 111 号)

(設置)

第 1 条 彦根市の多文化共生に関する具体的な取組を定める彦根市多文化共生推進プラン(行動計画)(以下「行動計画」という。)を策定するため、彦根市多文化共生推進プラン(行動計画)策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行動計画に盛り込むべき内容等について検討を行い、その結果を取りまとめ、行動計画の素案を作成すること。
- (2) 前号の素案を市長に提案すること。
- (3) その他行動計画に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 多文化共生事業に取り組む団体に属する者
- (3) 市内に在住し、または在勤し、もしくは在学する者のうちから公募により選定する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱または任命の日から第 2 条第 2 号の規定による市長への提案の日までとする。

(委員長および副委員長)

第 5 条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見または説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、委員会において公開を相当でないと認める場合は、この限りでない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民環境部人権政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則 (略)

2 彦根市多文化共生推進プラン策定委員会 委員名簿

(1) (仮称) 彦根市多文化共生推進プラン策定委員会 委員名簿

氏 名	所 属 等	備考
臼杵 孝	公募委員	
桂田 啓子	ひこね国際交流会 VOICE	
河瀬 洋子	彦根市国際協会	副会長
鈴木 祥子	認定特定非営利活動法人 NPO ぽぽハウス	
多菊 エリカ	彦根市立病院 通訳	
デヴィッド アンジェラ シブ	公募委員	
董 妍	公募委員	
長野 繁樹	彦根市産業部地域経済振興課 課長	
平田 輝子	高宮小学校	
前田 利幸	彦根市教育委員会事務局教育部学校教育課 課長	
森 雄二郎	聖泉大学 講師	会長
山岸 利恵	滋賀県商工観光労働部観光交流局国際室 主幹	

(2) 彦根市多文化共生推進プラン（行動計画）策定委員会 委員名簿

氏 名	所属等	備考
安達 昇	彦根商工会議所 中小企業相談所 所長	
岩間 希	滋賀県立大学 国際化推進室 主査	
河 かおる	滋賀県立大学 准教授	副会長
河瀬 洋子	彦根市国際協会	副会長
清水 貴博	彦根市教育委員会事務局教育部学校教育課 課長	
水津 シンチア	公募委員	
菅原 幸一	彦根市愛知犬上介護保険事業者協議会 理事	
董 妍	公募委員	
平田 輝子	滋賀県小中学校日本語指導員	
水野 攻	ボランティア日本語教室スマイル	
森 雄二郎	聖泉大学 講師	会長
若林 勝彦	平田町町内会 会長	

3 彦根市多文化共生推進プラン策定委員会 策定等経過

(1) (仮称)彦根市多文化共生推進プラン策定委員会

回 数	年月日	内 容
1回目	2015年7月15日	(1)(仮称)彦根市多文化共生推進プラン策定委員会の公開要領について (2)(仮称)彦根市多文化共生推進プラン策定委員会の運営およびスケジュールについて (3)彦根市の現況について
2回目	2015年8月24日	(1)彦根市の外国人住民数等について (2)(仮称)彦根市多文化共生推進プラン(案)について
3回目	2016年1月27日	(1)(仮称)彦根市多文化共生推進プラン(素案)について 意見公募:平成28年2月12日(金)から平成29年3月14日(月)
4回目	2016年3月25日	(1)パブリックコメントの結果について (2)(仮称)彦根市多文化共生推進プラン(指針)(素案)について

(2) 彦根市多文化共生推進プラン(行動計画)策定委員会

回 数	年月日	内 容
1回目	2016年8月1日	(1)彦根市多文化共生推進プラン(行動計画)策定委員会の公開要領について (2)彦根市多文化共生推進プラン(行動計画)策定委員会の運営およびスケジュールについて (3)彦根市多文化共生推進プラン(指針)について (4)彦根市の取組状況調について (5)彦根市多文化共生推進プラン(行動計画)の方向性について
2回目	2016年9月2日	(1)彦根市多文化共生推進プラン(行動計画)(素案)について
3回目	2016年9月29日	(1)彦根市多文化共生推進プラン(行動計画)(素案)について
4回目	2016年11月30日	(1)彦根市多文化共生推進プラン(行動計画)(素案)について 意見公募:平成29年1月16日(月)から2月17日(金)
5回目	2017年2月28日	(1)パブリックコメントの結果について (2)彦根市多文化共生推進プラン(行動計画)(案)について

彦根市多文化共生推進プラン

2017年11月

発行：彦根市

編集：市民環境部 人権政策課 多文化共生係

〒522-8501 彦根市元町4番2号

TEL (0749)30-6113

FAX (0749)24-8577

E-Mail kokusai@ma.city.hikone.shiga.jp